

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について】

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況は下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 41,176千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策経費 718,896千円

(単位:千円)

事業名		平成29年度予算額	財 源 内 訳					
			特 定 財 源				一 般 財 源	
			国庫支出金	府支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉関係経費	352,181	131,894	92,633	0	13,506	11,144	103,004
社会保険	社会保険関係経費	277,707	5,578	31,490	0	0	23,494	217,145
保健衛生	保健衛生関係経費	89,008	202	5,606	7,700	8,535	6,538	60,427
合 計		718,896	137,674	129,729	7,700	22,041	41,176	380,576

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の平成29年度当初予算額の17分の 7に相当する額とし、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。